

公募型プロポーザルの公告

酒田市民会館ホームページ再構築及び運用・保守業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 3 年 5 月 1 9 日

酒田市長 丸 山 至



1 担当課

酒田市教育委員会社会教育文化課

住 所 〒 9 9 8 - 8 5 4 0 酒田市本町二丁目 2 番 4 5 号

電 話 0 2 3 4 - 2 4 - 2 9 8 2

F A X 0 2 3 4 - 2 3 - 2 2 5 7

メール shakai@city.sakata.lg.jp

2 業務概要

- (1) 業務名称 酒田市民会館ホームページ再構築及び運用・保守業務委託
- (2) 業務内容 別紙「酒田市民会館ホームページ再構築及び運用・保守業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 酒田市民会館ホームページ再構築業務  
契約日から令和 3 年 1 1 月 3 0 日まで  
酒田市民会館ホームページ運用・保守業務  
令和 3 年 1 2 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日

3 参加資格要件

- (1) 本市の令和 3・4 年度競争入札参加者登録簿（物品・役務・賃貸借）に登録されている山形県内に本社または営業所のある者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 に規定する者に該当しない者。
- (3) 酒田市競争入札参加資格者指名停止要綱（平成 2 9 年酒田市告示第 5 8 0 号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。

- (5) 過去に、座席数800席以上のホール・劇場、美術館・博物館のホームページの構築を履行し、現在も稼働中で運用している実績がある者であること。
- (6) 提案者と制作者が同一業者で担当できること。

#### 4 参加手続き等について

##### (1) 実施要領等の交付

ア 交付期間 令和3年5月19日(水)から令和3年6月4日(水)まで

イ 交付方法 酒田市ホームページからのダウンロードを原則とする。ただし、希望する者には、次のとおり交付を行う。

- ① 交付場所 上記1担当課に同じ。ただし、上記交付期間の酒田市の休日を定める条例(平成17年酒田市条例第2号)に基づく市の休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

##### (2) 参加表明書等の提出

ア 提出書類 ①参加表明書(様式1)

②誓約書(様式2)

③会社概要のわかる書類(様式は任意)

④決算報告書・損益計算書・貸借対照表の写し(直前1事業年度分)

イ 提出期限 令和3年6月4日(金)午後5時必着とする。

ウ 提出方法 持参又は書留郵送にて提出すること。

エ 提出先 上記1担当課に同じ。

##### (3) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

上記3に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和3年6月7日(月)に確認結果通知書を通知する。また、併せて参加資格要件を有する者に企画提案書の提出を要請する。

##### (4) 企画提案書等の提出

ア 提出書類 企画提案書(様式は任意)と参考見積書(様式は任意)

イ 提出期限 令和3年6月14日(月)正午まで(必着)

ウ 提出部数 10部

エ 提出方法 持参又は書留郵送にて提出すること。

オ 提出先 上記1に同じ。なお、提出された企画提案書等は返却しない。

#### 5 失格要件

- (1) 本実施要領7の参加資格を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載がなされた場合。
- (3) 実施要領で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類があった場合。
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。

## 6 選定方法

- (1) 「酒田市民会館ホームページ再構築及び運用・保守業務委託プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置し、本業務に最も適していると認められる受託候補者(1事業者)を選定する。選定は、企画提案書に係るプレゼンテーション及びデモンストレーションによる審査を行う。
- (2) 受託候補者は、プレゼンテーション及びデモンストレーション審査の評価点の合計点が最も高い者とする。なお、評価点と同点となる者が2社以上あるときは、審査委員会の合議により順位を決定する。

## 7 その他

本市は、契約締結後においても受託事業者の本企画提案における欠格事項、不正又は虚偽記載等の事実が判明した場合は、契約を解除できるものとする。